

平成 2 7 年 第 5 回

三種町選挙管理委員会議案

平成 2 7 年 5 月 1 4 日提出

日 時 平成 2 7 年 5 月 1 4 日 (木)

午前 9 時 0 0 分

場 所 三種町役場 第 3 会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 2 6 号 三種町農業委員会委員一般選挙の選挙期日及び告示の日について
 - 議案第 2 7 号 投票所閉鎖時刻の繰り上げについて（農委選）
 - 議案第 2 8 号 開票事務と選挙会事務を併せて行うことについて（農委選）
 - 議案第 2 9 号 選挙会の場所及び日時について（農委選）
 - 議案第 3 0 号 期日前投票所について（農委選）
 - 議案第 3 1 号 不在者投票の事務取扱場所について（農委選）
 - 議案第 3 2 号 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙期日及び告示の日について
 - 協議第 1 号 三種町農業委員会委員一般選挙に伴う立候補予定者説明会等の開催日程について
- 4 その他

議案第 26 号

三種町農業委員会委員一般選挙の選挙期日及び告示の日について

三種町農業委員会委員一般選挙の選挙期日及び告示の日を次のとおり定める。

平成 27 年 5 月 14 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

1 選挙期日 平成 27 年 7 月 5 日

2 告示日 平成 27 年 6 月 30 日

選挙すべき委員の数	第 1 選挙区（琴丘地区）	5 人
	第 2 選挙区（山本地区）	7 人
	第 3 選挙区（八竜地区）	6 人

(議案第 2 6 号関連資料)

1 農業委員会等に関する法律第 1 1 条において準用される公職選挙法の規定
(抜粋)

第 1 1 条第 1 項及び第 2 項 (選挙権及び被選挙権を有しない者)

第 1 1 条の 2 (被選挙権を有しない者)

第 1 7 条 (投票区)

第 1 8 条 (開票区)

第 1 9 条第 4 項 (名簿の抄本の使用)

第 2 3 条から第 2 5 条まで (縦覧、異議の申出等)

第 3 0 条 (選挙人名簿の再調製)

第 3 3 条 (一般選挙の期日)

第 6 章 (一部の規定を除く。) (投票)

第 7 章 (一部の規定を除く。) (開票)

第 8 章 (一部の規定を除く。) (選挙会)

第 8 6 条の 4 第 1 項から第 5 項まで及び第 9 項から第 1 1 項まで (候補者の
立候補の届出等)

第 8 6 条の 8 (被選挙権のない者等の立候補の禁止)

第 8 7 条第 1 項 (重複立候補の禁止)

第 9 0 条 (立候補のための公務員の退職)

第 9 1 条第 2 項 (公務員となったため立候補の辞退とみなされる場合)

第 1 0 章 (一部の規定を除く。) (当選人)

第 1 2 9 条 (選挙運動の期間)

第 1 3 0 条 (選挙事務所の設置及び届出)

第 1 3 1 条第 1 項及び第 2 項 (選挙事務所の数)

第 1 3 2 条 (選挙当日の選挙事務所の制限)

第 1 3 4 条から第 1 3 7 条まで (選挙事務所の閉鎖命令、選挙事務関係者等
の選挙運動の禁止)

第 1 3 7 条の 3 (選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)

第 1 3 8 条 (戸別訪問)

第140条の2（連呼行為の禁止）

第148条の2（新聞紙、雑誌の不法利用等の制限）

第161条、第161条の2、第162条第1項及び第2項、第163条（個人演説会）

第164条の6（夜間の街頭演説の禁止等）

第166条（特定の建物及び施設における演説等の禁止）

第15章（一部の規定を除く。）（争訟）

第16章（第235条の2第1号及び第2号（新聞紙、雑誌が選挙の公正を害する罪）、第239条第1項第4号（署名運動の制限違反）、第240条第1項第3号（休憩所等の制限違反）、第242条の2（人気投票の公表の禁止違反）、第243条第1項第1号及び第2号から第9号まで並びに第2項（選挙運動に関する各種制限違反）、第244条第1項第1号から第5号の2まで、第7号及び第8号並びに第2項（ 〃 ）、第245条から第250条まで（選挙期日後のあいさつ行為の制限違反、選挙運動に関する収入及び支出の規制違反、選挙費用の法定額違反、寄附の制限違反寄附の勧誘、要求等の制限違反、公職の候補者等の寄附の制限違反、公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反、公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反、後援団体に関する寄附等の制限違反、懲役又は禁錮及び罰金の併科、重過失の処罰）、（中略）の規定を除く。）（罰則）

第270条第1項本文（選挙に関する届出等の時間）

第270条の2（不在者投票の時間）

第270条の3（選挙に関する届出等の期限）

2 選挙期日に関する公職選挙法の準用（読み替え）

第33条 農業委員会の選挙による委員の任期満了による一般選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う。

2～4 （略）

5 第1項から第3項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

（1）～（4）

（5） 町村の農業委員会の選挙による委員の選挙にあつては少なくとも5日前に

3 農業委員会委員の任期（農業委員会等に関する法律第15条）

平成24年7月20日から平成27年7月19日まで（3年間）

4 これまでの選挙期日及び告示日

平成18年	選挙期日	7月16日（日）	告示日	7月11日（火）
	定数	琴丘8人、山本12人、八竜10人		
平成21年	選挙期日	7月12日（日）	告示日	7月7日（火）
	定数	琴丘5人、山本7人、八竜6人		
平成24年	選挙期日	7月8日（日）	告示日	7月3日（火）
	定数変更なし			

※ 選挙による委員定数は、「三種町農業委員会委員の定数等に関する条例」で規定

議案第 27 号

投票所閉鎖時刻の繰り上げについて（農委選）

三種町農業委員会委員一般選挙における投票所の閉鎖時刻を次のとおり繰り上げる。

平成 27 年 5 月 14 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

閉鎖時刻を 2 時間繰り上げる。

投票時間 午前 7 時から午後 6 時まで

議案第 28 号

開票事務と選挙会事務を併せて行うことについて（農委選）

三種町農業委員会委員一般選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一であることから、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うこととする。

平成 27 年 5 月 14 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

議案第 29 号

選挙会の場所及び日時について（農委選）

三種町農業委員会委員一般選挙において開票の事務を併せて行う選挙会の日時及び場所並びに投票を行わない場合の選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成 27 年 5 月 14 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

1 投票を行う場合

選挙会の場所 第 1 選挙区 三種町鹿渡字東二本柳 29 番地 3
琴丘地域拠点センター

第 2 選挙区 三種町森岳字町尻 27 番地 1
山本公民館

第 3 選挙区 三種町鵜川字岩谷子 8 番地
三種町役場本庁

選挙会の日時 平成 27 年 7 月 5 日 午後 7 時開始

2 投票を行わない場合

選挙会の場所 三種町鵜川字岩谷子 8 番地
三種町役場本庁

選挙会の日時 平成 27 年 7 月 5 日 午前 10 時開始

議案第 3 0 号

期日前投票所について（農委選）

三種町農業委員会委員一般選挙における期日前投票所を次のとおり定める。

平成 2 7 年 5 月 1 4 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

第 1 選挙区 三種町鹿渡字東二本柳 2 9 番地 3 琴丘地域拠点センター

第 2 選挙区 三種町豊岡金田字森沢 1 番地 2 山本総合支所

第 3 選挙区 三種町鵜川字西本田 2 番地 八竜農村環境改善センター

議案第 3 1 号

不在者投票の事務取扱場所について（農委選）

三種町農業委員会委員一般選挙における不在者投票の事務取扱場所を次のとおり定める。

平成 2 7 年 5 月 1 4 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

三種町鶉川字岩谷子 8 番地
三種町役場本庁

議案第 3 2 号

三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙期日及び告示の日について

三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙期日及び告示の日を次のとおり定める。

平成 2 7 年 5 月 1 4 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

- 1 選挙期日 平成 2 7 年 8 月 3 0 日
- 2 告 示 日 平成 2 7 年 8 月 2 5 日

選挙すべき議員の数 6 人

(議案第 3 2 号関連資料)

1 財産区議会議員選挙に係る公職選挙法の規定

(財産区の特例)

第 2 6 8 条 財産区の議会の議員の選挙については、地方自治法第 2 9 5 条の規定による条例で規定するものを除くほか、この法律中**町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用**する。ただし、被選挙権の有無は、市町村又は特別区の議会が決定する。

2 選挙期日に関する公職選挙法の規定

(一般選挙、長の任期満了による選挙及び設置選挙)

第 3 3 条 地方公共団体の**議会の議員の任期満了による一般選挙**又は長の任期満了による選挙は、**その任期が終る日の前 3 0 日以内**に行う。

2 ～ 4 (略)

5 第 1 項から第 3 項までの**選挙の期日**は、次の各号の区分により、**告示**しなければならない。

(1) ～ (4)

(5) 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては**少なくとも 5 日前**に

3 三種町下岩川財産区議会議員の任期

平成 2 3 年 9 月 2 0 日から平成 2 7 年 9 月 1 9 日まで (4 年間)

4 これまでの選挙期日及び告示日

平成 1 9 年 選挙期日 9 月 9 日 (日) 告示日 9 月 4 日 (火)

平成 2 3 年 選挙期日 8 月 2 8 日 (日) 告示日 8 月 2 3 日 (火)

※ 「三種町下岩川財産区議会条例」で定数は**6 名**、任期は**4 年**と規定

協議第 1 号

三種町農業委員会委員一般選挙に伴う立候補予定者説明会等の開催日程
について

1 立候補予定者説明会

日時 6 月 8 日（月） 午前 1 0 時

場所 八竜農村環境改善センター

2 立候補届出にかかる事前審査

日時 6 月 2 3 日（火） 午前 9 時から午前 1 2 時まで

場所 三種町役場 第 2 会議室

【今後の日程について】

6月 2日（火） 第6回選挙管理委員会（定時登録・農委選）
午前9時 第3会議室

以下、農業委員会委員一般選挙関連

6月 8日（月） 立候補予定者説明会

6月23日（火） 立候補届出にかかる事前審査

6月29日（月） 第7回選挙管理委員会（選挙時登録、農委選）
午前9時 第2会議室

6月30日（火） 告示日 立候補届出受付
午前8時30分～午後5時 琴丘地域拠点センター
山本総合支所、本庁

7月 1日（水）～7月 4日（土） 期日前・不在者投票期間

7月 5日（日） 投開票日 選挙会